

年 組 園児名

学校伝染病による出席停止のお知らせ

お子様は下記の疾病(○印)にかかっているか、またはその疑いがあります。
つきましては、学校保健法代12条の規定により、出席を停止して下さい。なお、病気が治りましたら、下の登園許可証に医師の証明印をもらい、クラス担任へ提出して下さい。

記

○印	伝染病名	出席停止の期間の基準
		(ただし、病状により医師が伝染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
第二種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水ぼうそう	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第三種	溶連菌感染症	病状により、医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	手足口病	
	伝染性紅斑	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	
	その他の伝染病()	

※学校保健法には、「校長(園長)は、伝染病にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

登園許可証明書

園長 山本滋 様

年 組 氏名

病名
(○で囲んでください)

第二種	インフルエンザ	百日咳	麻疹	流行性耳腺炎
	風疹	水ぼうそう	咽頭結膜熱	
第三種	溶連菌感染症	手足口病	伝染性紅斑	ヘルパンギーナ
	マイコプラズマ肺炎	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)		
	その他()			

停止期間 月 日 から 月 日まで

上記の者の病気は伝染するおそれなくなりましたので、登園しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医師名 印